令和5年度三重県歳入歳出決算審査意見書 令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 概要説明

令和6年10月

三重県監査委員

令和5年度三重県歳入歳出決算審査意見書 概要説明

令和5年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査につきましては、 去る10月8日付けで、三重県知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

第1 審査の概要(意見書 1頁)

1 審査の対象 (意見書 1頁)

審査の対象は、令和5年度の一般会計及び11の特別会計です。

2 審査の着眼点及び実施内容(意見書 1頁)

知事から審査に付された決算及び関係書類について、

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 予算は議決の趣旨に沿って適正、効率的に執行されているか
- (3) 会計事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

を、関係諸帳票及びその他証拠書類などと照合精査するとともに、関係 部局等から説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果も参 考に、慎重に審査を行いました。

第2 審査の結果及び意見(意見書 2頁)

1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行(意見書 2頁)

令和5年度歳入歳出決算は、関係諸帳票及びその他証拠書類などと照合 し、審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ 正確であると認められました。 また、予算の執行、財務に関する事務の執行についても、意見書で留意又は改善を要するとしたものを除き、概ね適正に処理されていました。

2 決算の状況 (意見書 2頁)

(1) 決算規模及び収支状況 (意見書 2頁)

令和5年度の一般会計の決算の状況については、単年度収支及び実質 単年度収支は赤字となっていますが、形式収支及び実質収支は黒字と なっています。

特別会計の決算の状況については、単年度収支は赤字となっていますが、形式収支及び実質収支は、黒字となっています。

(2) 歳入歳出決算額の前年度比較(意見書 4頁)

- 一般会計の歳入は、地方消費税の増などにより県税が増加したほか、繰入金が増加しています。
- 一方、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減などにより り国庫支出金が減少したほか、県債が減少しています。

歳出は、地方消費税清算金の増などにより諸支出金が増加したほか、 総務費が増加しています。

一方、新型コロナウイルス感染症対応に係る防疫対策費の減などに より衛生費が減少したほか、商工費が減少しています。

また、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、93.4% となり前年度に比べて 0.9 ポイント、公債費の大きさを財政規模に対 する割合で示す指標である実質公債費比率は、11.6%となり前年度に 比べて 0.5 ポイント、ともに改善しています。

3 審査の意見 (意見書 6頁)

(1) 行財政運営全般(意見書 6頁)

財政指標については、経常収支比率は人件費及び公債費の減などにより、実質公債費比率は元金償還金の減などにより、いずれも前年度より改善していますが、中長期的には高い水準で推移しています。

県税収入は、3年連続で増加し過去最高となりましたが、原材料価格 や物価の高騰、円安基調などが県内経済に与える影響について注視す る必要があります。また、高齢化の進展に伴い社会保障関係経費が今 後も高い水準で推移することが見込まれるとともに、金利上昇の公債 費への影響が懸念されるなど、今後の財政状況については先行きが見 通せないものもあり、慎重な財政運営を継続する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、社会経済活動が本格的な回復に向けて歩み出している中、「みえ元気プラン」に掲げる施策の着実な実施による県税収入の確保や、財産の有効活用及び未利用財産の売却等による多様な財源確保に取り組むとともに、DXによる業務改善の推進や適切な維持管理の実施による県有施設の長寿命化、公債費負担の平準化などによる経常的な支出の抑制等に取り組むことにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたいとしています。

(2) 予算執行等(意見書 7頁)

「ア 収入関係」の「(7) 県税」(意見書 7頁) については、県税の収入済額は、2,941 億5,563 万円となっており、徴収率は99.1%と前年度に比べて0.1 ポイント増加しています。

収入未済額については、24億1,096万円となり、前年度より2億444万円減少し、平成以降の最少額を更新しました。

この中で、市町が賦課徴収する個人県民税の収入未済額は、18 億 3,384万円で、前年度より1億7,125万円減少していますが、県税収入 未済額の76.1%を占めていることからその徴収対策が重要です。

このため、個人県民税については、市町との連携のもと様々な取組を行っていますが、引き続き、三重地方税管理回収機構などとも連携し、個人県民税の未収金対策に努められたいとしています。

個人県民税以外については、引き続き積極的に滞納処分や納税環境 整備を行い、収入未済額の縮減に努められたいとしています。

また、未収金対策とともに、効果的な課税調査を実施し、公平・適正な課税の実現に努められたいとしています。

「(イ) 県税以外の収入」の「a 財源確保策」(意見書 9頁) については、「みえ元気プラン」に基づき、多様な財源確保策により歳入の確保を図っていますが、あらゆる財源確保策について検討を行い、歳入のより一層の確保を図るよう、積極的に取り組まれたいとしています。

「**b 収入未済」(意見書 9頁)** については、県税の収入未済額は減少していますが、一般会計の県税を除く収入未済額は、前年度より2億9,481万円増加しています。

これは、産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用の収入未済額が、前年度より2億9,559万円増加したことが主な要因であることから、収入未済額の減少に努めるとともに、不法投棄の未然防止に、より一層努められたいとしています。

また、収入未済の発生防止に努めるとともに、毎年度定める債権処理計画の目標達成に向け、債権管理事務及び進捗管理を適切に行い、 着実な収入未済額の縮減に取り組まれたいとしています。

「(ウ) 不納欠損」(意見書 10頁) については、一般会計の不納欠 損額は、1億9,770万円で、前年度より3,889万円増加しており、ま た、特別会計の不納欠損額は、586万円で、前年度より1,187万円減少 しています。

回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、引き続き債権処理計 画の進捗管理及び日常の債権管理を適切に行われたいとしています。

「(I) 県債」(意見書 11 頁) については、一般会計の県債発行額は、901 億 3,700 万円で、前年度より 42 億 9,000 万円減少しましたが、 歳入に対する県債の依存度は 10.2%と、前年度に比べて 0.1 ポイント 増加しています。

特別会計の県債発行額は、453 億 7,240 万円で、前年度より 59 億 8,960 万円減少しています。

この結果、令和 5 年度末における一般会計と特別会計を合わせた県 債残高は、前年度末から 165 億 7,407 万円減少し、1 兆 4,457 億 4,931 万円となっています。

今後も、持続可能な財政運営のため、県債の発行にあたっては、必要性や将来負担を十分に検証し、適切な県債管理に努められたいとしています。

「イ 支出関係」の「(7) 予算の不用」(意見書 13頁) については、一般会計の不用額は、128億4,023万円で、前年度より121億73万円減少し、特別会計では、29億2,548万円で、前年度より7億1,647万円減少しています。一般会計と特別会計を合わせた不用額は、157億6,571万円となっています。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症関連事業で予算不足が生じないように予算措置を行っていたことから、一般会計では多額の不用額が生じていましたが、令和5年度は前年度からほぼ半減しました。

年度末に事業費が確定するものがあるなどやむを得ない場合もありますが、財源の有効活用の観点からも、的確な所要経費の見積りや事業進捗の把握により、適切な予算計上に努められたいとしています。

「(イ) 予算の繰越」(意見書 14頁) については、令和6年度への 一般会計の繰越額は686億9,055万円で、前年度より128億6,844万 円増加しました。

また、事故繰越は一般会計で、3件発生しております。

予算の繰越については、年度の切れ目なく実施する必要がある事業 や、国の補正予算において早期着手、早期完成が求められるなど、事業 や予算の性質上やむを得ない場合を除き、年度内に事業が完了するよう、引き続き計画的かつ効率的な執行に努められたいとしています。

「(ウ) 公債費負担」(意見書 16 頁) については、一般会計の公債費は、1,138 億 6,947 万円で、前年度より 21 億 4,250 万円減少しています。

公債費は減少傾向にありますが、近年は 1,100 億円台で推移しているとともに、金利上昇の公債費への影響が懸念されるため、適切な管理について留意されたいとしています。

また、県債管理基金への積立不足については、所要額を超える積立 を行ったことにより減少していますが、今後の県債の償還に影響がな いよう、引き続き計画的な解消に努められたいとしています。

「ウ 財産の管理等」のうち、「(7) 公有財産・物品」の「a 未利用財産」(意見書 17頁) については、今後も引き続き、未利用財産の積極的な売却や有効活用に努められたいとしています。

「b 金品亡失(損傷)」(意見書 17頁) については、金品亡失(損傷)の発生件数は3年連続で増加し、前年度と比べて10件増の189件となりました。

このため、一層の注意喚起、交通安全意識の徹底及び県有財産の管理意識の向上を図るとともに、金品亡失(損傷)対策のために設けた検討会での議論も踏まえ、金品亡失(損傷)の減少につながる有効な対策を講じられたいとしています。

「c 財産管理等」(意見書 18頁) については、道路の管理瑕疵の事例や公有(教育) 財産の貸付等に係る事務手続きの不備がありましたので、適切に処理されたいとしています。

物品の利活用についても、引き続き「みえ物品利活用方針」に基づき、高額物品をはじめ、物品全般の適切な取得・利活用に努められたいとしています。

「(イ) 資金の運用」(意見書 18頁)については、資金運用状況は、 歳計現金は、金利の上昇により平均運用利回りは上昇しましたが、運 用資金量(期中平均残高)が減少したことから、運用益は前年度より 0.8%減少しました。

一方、基金は、運用資金量は減少しましたが、平均運用利回りが上昇したことから、運用益は前年度より47.5%増加しています。

資金については、より正確に資金の需給を把握するとともに、金融 情勢を十分に分析することにより、引き続き安全かつ効率的な資金運 用に努められたいとしています。

「(ウ) 基金」(意見書 19頁) については、令和5年度末の基金残高は1,602億8,270万円で、県債管理基金の増加などにより前年度末から181億8,461万円増加しています。

公共施設等総合管理推進基金に加え、退職手当基金や公立学校情報機器整備基金を設置したところであり、各基金がその設置目的に沿って必要な時期に活用できるよう、確実な造成に努められたいとしています。

「(I) 財務事務」(意見書 21 頁) については、事務処理誤りによる入札中止や支払額誤りによる歳出戻入等の不適切な処理事例がありました。

これは、所属のチェック機能が不十分なことや会計規則等の理解不 足に起因するミスであることから、内部統制制度を活用し、適切な事 務処理が行われるよう日常的モニタリングの強化に努めるとともに、 会計規則等関係法令の遵守について徹底されたいとしています。

歳入歳出決算審査意見書の概要説明は、以上です。

令和5年度決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 概要説明

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、去る10月8日付けで、三重県知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

第1 審査の概要(意見書 1頁)

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれ らの算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算、同付属書類及びその他の証拠書類等 と照合し、確認を行いました。

第2 審査の結果及び意見(意見書 2頁)

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、法令に適合し、かつ 正確であると認められました。

また、健全化判断比率については、実質赤字額は生じておらず、算定

された比率も早期健全化基準を下回っているとともに、資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足は生じていないと認められたことをご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和5年度三重県歳入歳出決算審査意見書並びに令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。